

# ゴールド会員・夫婦会員制度

## 1 ゴールド会員 年会費500円

加齢や健康状態等の諸事情によりシルバー事業による就業は困難ではあるが、「センター事業への参加」「総会への出席や議決権の行使」などセンターの活動に参加したいという会員を対象とする。

この制度は、会員の健康を維持し、生きがいの充実を図るため、年会費を500円にして、「ゴールド会員」としてセンターに末永く在籍していただくために新たに設けたもの。

新規入会者は、随時登録可能とする。

既存会員がゴールド会員への変更を希望する場合は、会費の納付期限である6月末までに申請を行うこととする。

ただし、令和6年度については、周知期間を要するため12月27日までとする。

## 2 夫婦会員 夫婦で年会費2,000円

正会員の配偶者や新規に夫婦で加入しようとする者の入会促進のため、夫婦それぞれの年会費を半額とする。

夫婦のどちらか又はどちらも新規入会者の場合は、随時登録可能とする。

夫婦ともに既存会員で夫婦会員として登録を行う場合は、会費の納付期限である6月末までに申請を行うこととする。

ただし、令和6年度については、周知期間を要するため12月27日までとする。